

十九	八	七	六	五	四	三	二	一	省	平	平	省	令	國	財
發行価格	發行単位	振替額	最低額	払込額	發行方法	用振等項	振替法の適	の法律項及び根拠	發行の法律及び根拠	號名	条件等を次とおり記	成二十五年一月十日	平成二十五年一月十日	第三十号	第三十条
額面成る金二十。	額の記定	額の振替法	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	額の記定	利付国庫債券(十年)	利付国庫債券(十年)	利付国庫債券(十年)	利付国庫債券(十年)	利付国庫債券(十年)	利付国庫債券(十年)
五百百円につき百円十二錢	五百百円	五百百円	五百百円	五百百円	五百百円	五百百円	五百百円	五百百円	五百百円	五百百円	五百百円	五百百円	五百百円	五百百円	五百百円
と金簿	と金簿	と金簿	と金簿	と金簿	と金簿	と金簿	と金簿	と金簿	と金簿	太郎	太郎	太郎	太郎	太郎	太郎

の経利
払過
込利
み子率

初期利子

規下は期た期平
定、が金と成を所はしは又いだ十かのれに中れに
す次そ銀額し二控得外た、はてし・ら算式に
る号の行を、十除税國金額に當該金額に
期及翌休支次五すの稅法人に當該法人に
日び當業払の年稅率が當該法人である者
に第業日う算六月とを乗じたが、當該債券を發行
つ十日ににたに二が乗じてある非居場時額の金記録座取利
い五ににたに二が乗じてある非居場時額の金記録座取利
いに當だよ十でじを居りより算を受住に(一)さ簿さ子
て号支たしり日きたを居りより算を受住に(一)さ簿さ子
同に払たしり日きたを居りより算を受住に(一)さ簿さ子
じ。おうる、算をる金額け者算合住に(一)さ簿さ子
いへと支出支額け者算合住に(一)さ簿さ子
じ。いへと支出支額け者算合住に(一)さ簿さ子
て以き払し払る又出に者おた二額(一)さ簿さ子

(一) 年
○・七パーント
るす出額に各募集取扱機関
。るしに加え、次第の算式は
期金額に払い第十八式は
に払を第十八式は
い込む号に、
も号に、
のによ払
と規り込
す定算金

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.7}{100} \times \frac{21}{365}$$

(二)

十 十 十
八 七 六 五

払	払	元	償	償	後	第
込	場	利	還	還	の	二
期	所	金	金	期	利	期
日	支	額	限		子	以

毎年六月二十日及び十二月二日を支払期とし、各支払期にお
る利子を支払う。○
額面金額百円につき百円
日本銀行
平成二十四年十二月二十日
平成三十一年十二月二十日
平成三十四年十二月二十日
毎年六月二十日及び十二月二日を支払期とし、各支払期にお
る利子を支払う。○
額面金額百円につき百円
日本銀行
平成二十四年十二月二十日
平成三十一年十二月二十日